

〈別記1〉

鳥取県交通マナーアップ運動推進要領

1 名称

鳥取県交通マナーアップ運動

2 運動の趣旨・目的

交通事故を防止するためには、交通ルールを遵守することは当然のことながら、自動車運転中の早めの合図や、スピードを控えた安全運転、自転車乗用中ヘルメットの着用を行うとともに、歩きながらのスマートフォンの操作などの危険行為は行わないなど、それぞれの立場での交通マナーを向上させることが不可欠である。

道路を利用する全ての人が、相手の立場を尊重する「思いやり」と「ゆずり合い」の行動を取り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努めることにより交通事故防止を図る。

3 推進期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）

4 マナーアップ強化期間及び強化日

(1) 2月をマナーアップ強化期間に設定

(2) 毎月1日・15日（「交通安全にみんなで参加する日」）及び各期の交通安全運動期間中に設定

5 推進要領

実施機関・団体	推 進 要 領
県、市町村、警察、県・市町村教育委員会、交通安全協会、関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○この運動が県民総ぐるみで展開されるよう新聞、テレビ、ラジオをはじめ、ケーブルテレビ、懸垂幕、ポスター、チラシなどあらゆる広報媒体を積極的に活用して、この運動の周知キャンペーンを強力に推進する。 ○この運動を周知するため、マナーアップ強化日には「思いやり」と「ゆずり合い」の実践などを県民運動として展開する。 ○交通安全の各種イベント・講習会等の場を活用し、交通マナーの実践と習慣付けを訴える。
学 校 幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校では、学級活動、学校行事等を通じて、交通マナーの向上と習慣付けに努める。 ○関係機関・団体、家庭や地域と連携した街頭活動等を通じて、自転車乗車時のヘルメット着用を促すとともに、二人乗り、無灯火及び傘差し等に対して適切な指導を行う。
家 地 職 庭 域 場	<ul style="list-style-type: none"> ○親が子どもの手本となるよう、常に正しい交通ルールとマナーを実践し、身をもって交通安全の習慣付けに努める。 ○高齢者、子ども及び障がい者の安全を守るため、家族・地域ぐるみの交通安全「ひと声」運動、安全を見守る活動等を推進する。 ○家庭や地域、職場内で交通安全について話し合うなど「思いやり」や「ゆずり合い」の精神を育成し、交通マナーの向上を推進する。
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な速度での運行、右左折・進路変更する場合の早めの合図及び安全確認の励行に努めるとともに、「ゆずり合い」運転に努める。 ○信号機のない横断歩道付近では減速し、歩行者の有無を確認し、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止をする。 ○自転車、高齢者、子ども及び障がい者の動向に注意し、その安全を守るために速度を落とし、徐行するなどの安全運転を励行する。 ○運転中のスマートフォン等の使用や、無理な割り込み・追い越しなど、交通事故を誘発するおそれのある危険な行為は絶対にしない。 ○駐停車時（中）はアイドリングストップに努めるほか、急発進や急加速を控えるなど環境に優しい運転を実践する。

〈別記2〉

夕暮れ時の早期点灯運動実施要領

1 名称

夕暮れ時の早期点灯運動

2 目的

年間を通して交通事故は、16時から18時の夕暮れ時の発生が他の時間帯に比べ突出して多くなっている。

夕暮れ時から夜間にかけては、視認性が低下することにより、周囲の安全確保がしにくくなることから、運転者からは歩行者や自転車が発見しにくく、歩行者、自転車からも車両が見つらいため交通事故が多発する傾向にある。

このようなことから、全県的に車両の前照灯を日没30分前に点灯する早期点灯と夜間におけるハイビームの適切な活用を推進し、交通事故の抑止を図る。

3 実施期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）

4 前照灯の点灯時刻

前照灯の点灯時刻は、日没時刻のおおむね30分前とするが、日没時刻が季節によって変化するため、右表を目安とする。

季節	前照灯の点灯時刻
春	午後6時ごろ
夏	午後6時30分ごろ
秋	午後5時ごろ
冬	午後4時30分ごろ

5 運動の進め方

(1) 点灯時刻の周知

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、点灯時刻の広報と周知を図る。

また、毎月1日及び15日の「交通安全にみんなで参加する日」においてもその周知を図る。

(2) ハイビーム（走行用前照灯）の活用の周知

夜間走行時のハイビーム（走行用前照灯）とロービーム（すれ違い用前照灯）の照射距離の違いや、ハイビームの有効性及び活用法について各種広報媒体を通じて周知する。

(3) 交通安全運動との連動

この運動を推進するため、各期（春、夏、秋、年末）の交通安全運動期間中には広報啓発を行い、この運動を推進する。

令和2年月別・時間別交通事故発生状況(件数)

交通事故最多発生時間帯

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0～2時	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2～4時	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
4～6時	0	1	1	0	3	0	0	0	1	0	0	0
6～8時	6	4	3	3	3	2	4	3	2	0	3	5
8～10時	6	11	4	8	6	12	5	10	11	10	11	11
10～12時	5	8	10	3	7	7	9	8	8	6	7	8
12～14時	6	11	5	5	10	4	4	10	11	8	6	9
14～16時	7	11	5	7	4	3	4	3	4	6	4	8
16～18時	11	18	14	9	2	7	10	5	8	9	12	13
18～20時	6	12	5	9	4	5	7	4	7	8	3	5
20～22時	2	1	2	2	1	1	4	3	3	2	1	1
22～24時	4	0	0	1	1	0	3	2	2	2	1	2

《参考》各月の日没時刻

区分	令和3年						令和4年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日没時間	18:36	19:01	19:20	19:19	18:53	18:11	17:28	16:57	16:51	17:11	17:42	18:07

※日没時刻は国立天文台情報センターのデータによる鳥取の時刻（各月15日）を掲載。

〈別記3〉

チャイルドシート使用向上推進運動実施要領

1 名称

チャイルドシート使用向上推進運動

2 運動の趣旨・目的

自動車乗車中の交通事故発生時において、チャイルドシートの使用は救命及び被害軽減に高い効果を発揮することから、かけがえのない子どもの命を守るため、保護者をはじめとした県民一人一人にチャイルドシート使用の必要性と使用効果及び座席への取り付け方法等について広報啓発し、併せて交通ルールの遵守、正しい交通マナーを実践することにより、チャイルドシートの使用率の向上と交通事故防止を図る。

3 実施期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）

4 実施要領

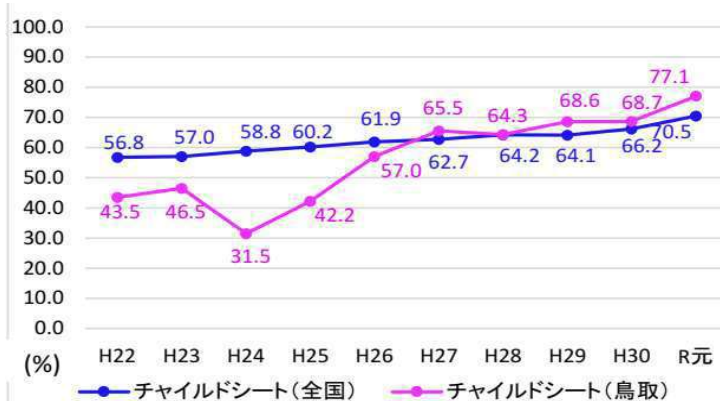
実施機関・団体	推 進 要 領
県・市町村・警察 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙等の各種広報媒体を活用し、チャイルドシート使用の必要性と正しい使用を周知することで、チャイルドシートの使用率向上と安全意識の高揚・交通事故防止を図る。 ○チャイルドシートの安全性能に関する情報提供に努める。 ○街頭指導・広報検問等を通じてチラシやリーフレットを配付するなど、チャイルドシートの正しい使用について広報啓発を推進する。
幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児に対し、チャイルドシートの使用の必要性と効果を理解させ、車に同乗するときは必ず使用するよう指導する。
家庭 地域 職場	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートの必要性と使用効果について家族で話し合い、チャイルドシートの正しい使用を実践し、その習慣化を図る。 ○チラシや回覧板等を活用し、チャイルドシート使用に関する正しい知識・情報の普及を図る。 ○幼児・児童のいる家庭では、チャイルドシートの使用は親の責任であることを自覚し、同乗させるときは必ず使用する。
運 転 者	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドシートの必要性と使用を認識し、自動車で出かけるときは使用を習慣付ける。 ○幼児・児童を同乗させるときは、子どもの発育・成長に応じたチャイルドシート（乳児用、幼児用・学童用）を正しく使用し、その習慣化を図る。



チャイルドシートの適正な使用が子どもの命を守ります。

6歳以上の子供であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない場合は、チャイルドシートを使用しましょう。

チャイルドシート着用率の推移



※R2年はチャイルドシート着用調査未実施

〈別記4〉

自転車の安全利用推進運動実施要領

1 名称

自転車の安全利用推進運動

2 趣旨

自転車は、通学・通勤をはじめ、レクリエーション等あらゆる場面で子どもから高齢者まで幅広く利用されている。

しかしながら、自転車乗用中の「右側通行」、「信号無視・一時不停止」や「スマートフォン等の使用」など、交通ルール違反やマナーが守られていないことによる交通事故が多発している。

鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、自転車利用者の安全確保に向けた取組を推進するため、自転車安全利用5則の周知徹底等、自転車が「車両」として守るべき交通ルールと正しい交通マナーについて広報啓発して、交通事故防止を図るほか、乗車用ヘルメットの着用の徹底や自転車損害賠償保険等への加入促進を行うなど、自転車の安全利用を推進する。

3 実施期間

令和3年5月1日（土）から令和3年5月31日（月）

4 県下一斉街頭指導の日

5月6日（木）・5月17日（月）「交通安全にみんなで参加する日」

5 実施事項

(1) あらゆる機会を活用した自転車のルールなどについての効果的な広報啓発

ア 「自転車安全利用5則」等の活用による自転車の基本的な通行ルールの周知を促すための広報啓発

イ 自転車乗用中の交通事故被害軽減のため、幼児・児童はもちろんのこと、広く自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用を促すための広報啓発

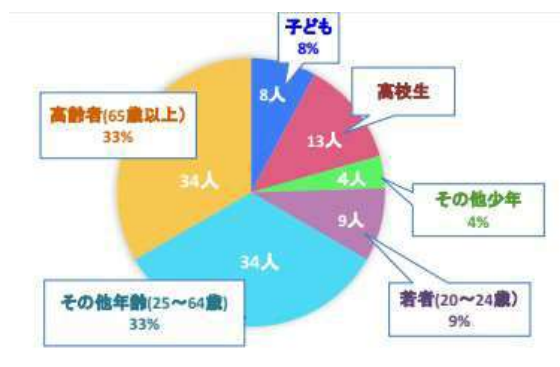
ウ 交通事故に備えた損害賠償責任保険等への加入を促すための広報啓発

(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

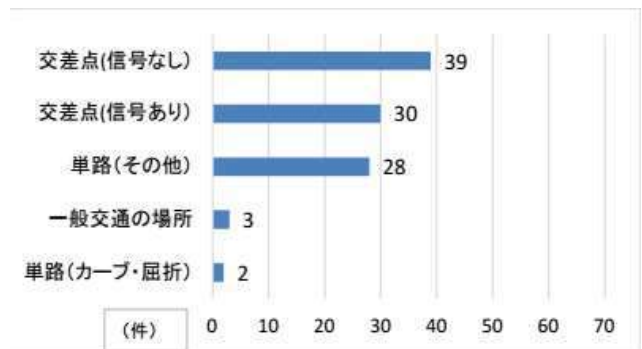
(3) 街頭指導の強化

【参考】

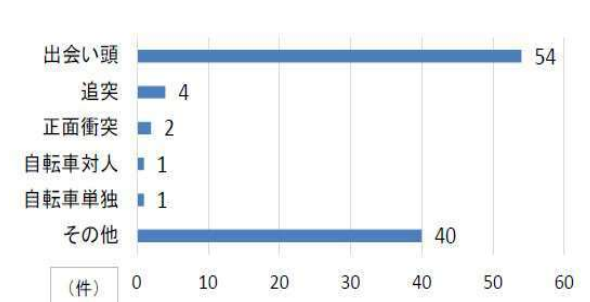
【令和2年中 年齢別自転車運転中事故の死傷者数】



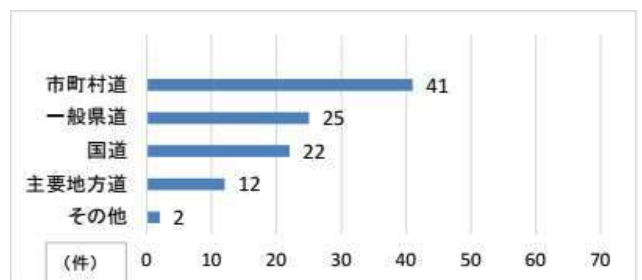
【令和2年中 道路形状別自転車事故発生状況】



【令和2年中 事故類型別自転車事故発生状況】



【令和2年中 道路形状別自転車事故発生状況】



〈別記5〉

飲酒運転根絶！意識改革推進運動要領

1 名称

飲酒運転根絶！意識改革推進運動

2 運動の趣旨・目的

飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為であり、ひとたび交通事故を起こせば、死亡事故等の重大事故につながる恐れがあり、社会的にも大きな問題となっているが、毎年、飲酒運転による交通事故が発生しており、未だ根絶に至っていない。

飲酒運転を根絶していくためには、県民一人一人の意識改革と根絶に向けた取組が必要であることから、飲酒運転の危険性を訴える広報啓発活動を重点的に実施し、県民の飲酒運転の根絶気運の高揚を図ることを目的とする。

3 実施時期

飲酒の機会が増える時期

行楽シーズン	4月上旬から5月中旬
猛暑シーズン	8月中
年末年始シーズン	12月中旬から1月中旬

4 実施要領

実施機関・団体	推 進 要 領
市 町 村 県・市町村教育委員会 交通安全協会 関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ケーブルテレビ等地域メディア、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞・広報紙等の広報媒体を活用し、この運動について県民の関心を高める広報啓発を推進する。 ○飲酒運転疑似体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の飲酒運転体験研修会等を開催する。 ○飲酒運転根絶宣言、飲酒運転撲滅キャンペーンを開催する。 ○仲間と自動車で飲食店等へ行く場合に、お酒を飲まない人を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける「ハンドルキーパー運動」を推進する。
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転の危険性、交通事故の実態等について積極的に広報するとともに、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進する。 ○飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業に対して、立入調査・取締り等を行い、健全化による利用者の安全安心利用を図る。 ○飲酒運転の根絶に向け、厳正な取締りを推進するとともに、車両等提供、酒類提供及び要求・依頼しての同乗に対する罰則規定の適用を推進する。
家 地 職 庭 域 域	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭、地域、職域で飲酒運転の危険・悪質性について話し合いの場を持ち、飲酒運転根絶意識の高揚を図る。 ○事業主や安全運転管理者による飲酒運転根絶のための管理と職場環境づくりを推進する。
酒 類 提 供 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒運転根絶ポスター、ステッカーなどの掲出により飲酒運転根絶気運を高める。 ○自動車を運転してきた客には酒を出さない、飲酒した客には運転させないことを徹底する。
運 転 者 同 乗 者	<ul style="list-style-type: none"> ○「ひとくちだけ」「これくらい」という甘さを払拭し、絶対に飲酒運転はしないことを徹底する。 ○飲酒運転をした人のみならず、同乗者や提供者も罰せられることを認識する。 ○二日酔い状態での運転は飲酒運転だということを自覚する。自転車利用者も飲酒運転は絶対にしない。

〈別記6〉

高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動実施要綱

1 名称

高齢者、子ども及び障がい者への思いやり運転推進運動
～横断歩道付近では、特にスピードを落とそう～

2 趣旨等

高齢者人口の増加等により、今後ますます多発が予想される高齢者の交通死亡事故に歯止めをかけ、次代を担う子どもの安全と配慮が必要な障がい者を守ることは極めて重要である。

このようなことから、鳥取県支え愛交通安全条例に基づき、ドライバーをはじめとする県民に対し、高齢者等交通弱者への「思いやり運転」や「思いやり行動」、また、横断歩道付近での減速と歩行者優先等の交通ルールの遵守や交通マナーの向上を呼びかけることにより、高齢者等の交通事故防止を図る。

3 実施期間

令和3年4月中及び9月中

4 実施事項

(1) 運転者は

① 道路を通行する全ての高齢者、子ども及び障がい者に対して思いやり運転を推進する。

② 横断歩道付近では、横断歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で止まれる速度で進行する。また、横断しようとする歩行者がいる場合は一時停止し、横断歩行者を優先する。

③ 夕暮れ時や気象状況に応じて早めにライトを点灯し、歩行者を発見しやすくするとともに、自分の存在を周囲に知らせる。

④ 車に幼児を同乗させる場合は、子どもの体格に合ったチャイルドシートを正しく使用する。

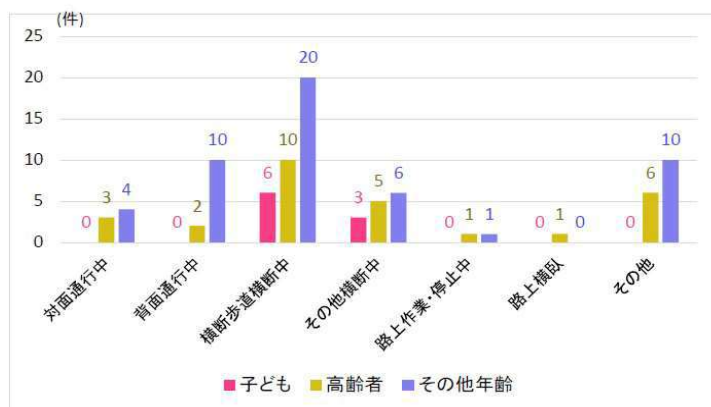
⑤ 身体障害者標識、聴覚障害者標識及び高齢運転者標識を表示した車両に対しての思いやり運転を推進する。

(2) 各種広報媒体を活用した広報啓発

① 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、電光掲示板、広報紙等を活用し、高齢者、子ども及び障がい者に対する「思いやり運転」の推進や横断歩道付近での交通ルールの遵守や交通マナーの向上について広報啓発を図る。

② 交通安全の各種講習会等の場を活用し、交通弱者である高齢者、子ども及び障がい者に対する「思いやり運転」や「思いやり行動」について広報啓発活動を推進する。

【令和2年中歩行者事故類型別の状況】



〈別記7〉

「交通安全にみんなで参加する日」の実施要領

1 趣旨

人命尊重と交通事故のない安全で快適な生活環境の確立を基本理念として、この日の活動を強化し、交通安全思想と交通道德の普及を県民運動として取り組み、県民の交通安全参加・実践のより一層の促進を図る。

2 実施日

毎月1日・15日とする。

ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日以外の日とする。

3 推進体制の確立

- (1) 各市町村、市町村交通（安全）対策協議会等においては、関係機関・団体に対して積極的に働きかけを行い、本要領に基づき具体的な実施計画を策定するなど、推進体制を確立するとともに、地域住民に対しては、本運動への自発的参加、実践を働きかけ、地域総ぐるみの運動として展開するものとする。
- (2) 各実施機関は、関連機関等に本運動の趣旨の周知徹底を図り、効果的な実践活動を推進する。

4 実施事項

(1) 広報活動の推進

ア 市町村・交通安全協会・安全運転管理者等の広報車、それぞれの実施機関発行の機関紙、有線・社内放送、回覧板等各種広報媒体を効果的に活用し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図る。

イ 報道機関の協力を得て、本運動の趣旨の周知徹底を図る。

ウ 保護者組織・婦人会・老人クラブ・青年団・幼児交通安全クラブ・PTA・自治会・町内会等あらゆる組織を通じて、家庭、地域、職域ぐるみの参加、実践が図られるよう広報活動を推進する。

(2) 街頭指導の推進

ア 関係機関・団体が連携を密にし、地域住民の協力を得て街頭活動を積極的に行い、特に交通弱者の保護誘導に重点をおいた交通安全指導を行う。

イ 保育園・幼稚園、学校関係者は、PTA、交通安全母の会等との合同による登下校時の通園・通学路における交通安全指導を強化する。

ウ 無謀運転、歩行者通行妨害等悪質危険な行為に対する指導取締り活動を強化する。

(3) 交通安全教育の徹底

ア 保育園・幼稚園、学校においては、園児、児童、生徒に対し、「交通安全にみんなで参加する日」の周知徹底を図るとともに、この日を活用した交通安全教育を推進する。

イ 官公庁、会社、事業所、団体等においては、放送施設、朝礼、各種会合等あらゆる機会を利用して安全な交通行動の実践を徹底する。

ウ 自治会、婦人会、老人クラブ等のあらゆる地域組織を利用した交通安全講習や地域、職域を中心とした交通安全集会等を開催し、地域住民に対する交通安全教育を徹底する。

エ 事業主、安全運転管理者、運行管理者等による研修会、講習会の開催、車両点検整備、実技訓練等を実施し、所属職員に対する交通安全教育を徹底する。

(4) 交通安全家族会議等の促進

ア 日々の新聞、ラジオ、テレビ等で報道する交通事故の原因等を取り上げて話し合い、家族が交通事故の被害者や加害者にならないよう家族ぐるみの話し合いを促進する。

イ 正しい歩行と横断、ヘルメット着用など自転車の安全な利用、自動車で出かける際のシートベルトの着用、飲酒運転追放等の声かけ運動を促進する。

(5) その他交通実態等に応じた対策の推進

ア 交通安全施設及び交通事故多発地点、路線等に対する点検を行い、道路交通環境の整備に努める。

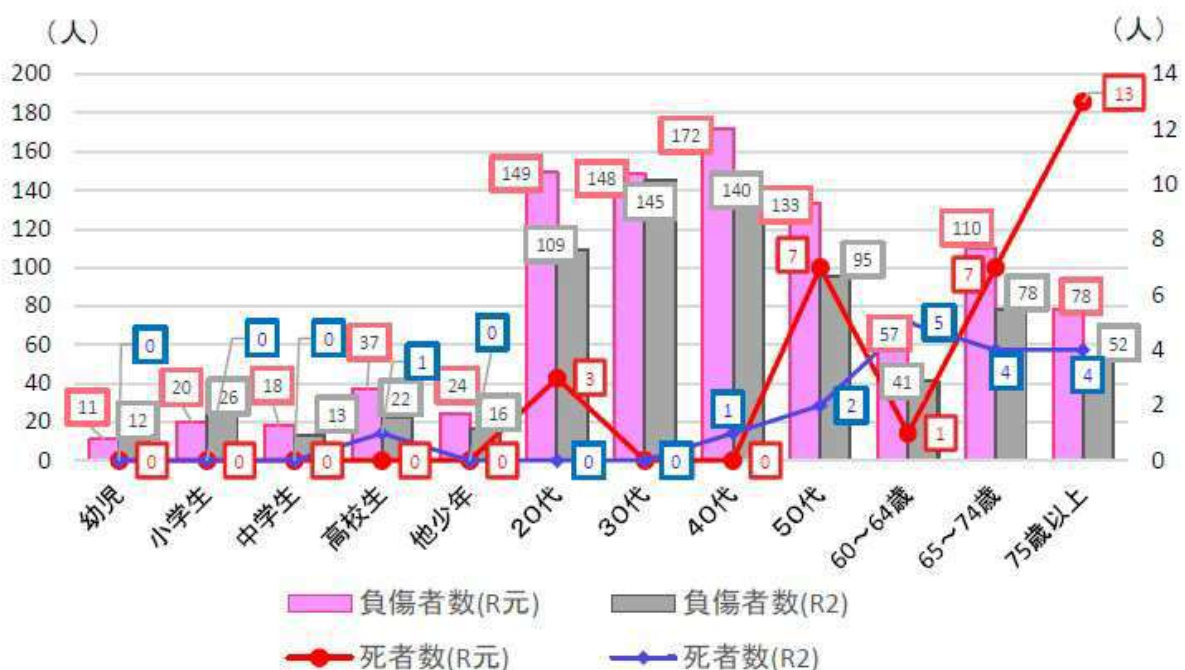
イ 学校、職場等に対する自転車の点検整備を促進するとともに、関係機関・団体が一体となった街頭自転車点検を実施し、安全な自転車利用の普及を図る。

ウ 「安全運転5則」の実践、チャイルドシートとシートベルトの使用（着用）、飲酒運転根絶の徹底、違法駐車等の活動を強化する。

エ 高齢者、子どもなどに対する参加型・体験型の交通安全教育を推進する。

オ 反射材等交通安全用品の効果の周知と普及、活用を促進する。

年齢別交通事故死傷者数(R元・R2年中)



〈別記 8〉

交通死亡事故多発警報発令制度実施要領

1 目的

この制度は、県下全域又は県下の東部、中部、西部の各ブロックにおいて、交通死亡事故等が短期間に集中的に発生した場合、鳥取県交通対策協議会が交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）を発令し、緊急対策を迅速かつ的確に実施することによって、事後の交通死亡事故等を抑止することを目的とする。

2 警報の発令者

- (1) 警報の発令者は鳥取県交通対策協議会長（鳥取県知事）とする。
- (2) 警報の発令事務は、緊急対策を迅速に実施するため、副会長である鳥取県警察本部長が行うものとする。

3 警報の種別及び対象地域

- (1) 警報の種別は、「全県警報」、「ブロック警報」の2種類とする。
- (2) 全県警報は、県下全市町村の区域を対象に緊急対策を実施する。
- (3) ブロック警報は、次の区分で発令し、ブロック内の関係市町村を対象に緊急対策を実施するものとする。
 - 東部ブロック（鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署管内）
 - 中部ブロック（倉吉、琴浦大山の各警察署管内）
 - 西部ブロック（米子、境港、黒坂の各警察署管内）

4 発令の基準

- (1) 警報は、交通死亡事故等の発生が、次の要件に該当したときに、発令するものとする。
 - ア 全県警報
県下の2以上のブロックの区域において、1週間におおむね3件以上の交通死亡事故が発生したとき。
 - イ ブロック警報
ブロック内の2以上の警察署の区域において、1週間におおむね2件以上の交通死亡事故が発生したとき。
- (2) 前記の外、鳥取県交通対策協議会長が特に必要と認めたときは、発令することができるものとする。

5 緊急対策実施期間

交通死亡事故緊急抑止対策の実施期間は、警報が発令された日から、おおむね10日間とし、その都度設定する。

6 警報発令時における緊急対策推進事項

関係機関・団体が連携を密にし、県民運動として

- ① 広報活動の強化
- ② 街頭活動の強化
- ③ 交通事故実態に即応した対策の強化
- ④ 交通指導取締りの強化

の推進を図ることとするが、具体的推進事項については、別紙1のとおりとする。

7 警報の伝達

- (1) 警報の通知は、くらしの安心推進課を通じて各市町村長及び関係機関・団体へ伝達するものとする。
- (2) 各市町村は、関係機関・団体の活動が効果的に推進されるよう警報の伝達システムを確立しておくものとする。

別紙 1

警報発令時における具体的推進事項

推進事項	実施事項
広報活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○警報発令に関する報道提供を行い、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて県民に周知徹底する。 ○広報車、有線放送等各種広報媒体を活用して、周知徹底を図る。 ○横断幕、懸垂幕、立看板、安全旗等を掲出する。 ○市町村広報紙、関係機関・団体の広報紙、機関紙等を活用し、地域住民の注意を喚起するとともに、安全活動への参加を呼び掛ける。 ○各種会議、会合等の機会を利用して「交通安全一声運動」を推進する。
街頭活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交対協傘下の交通安全指導員、交通安全協会、交通安全母の会、PTA及び警察等関係機関・団体は連携し、通学路、交差点等交通要点において自転車、歩行者の安全指導及び運転者に対する安全運転の励行を呼び掛ける。 ○道路管理者、警察等関係機関・団体は連携し、交通事故多発地点等の交通安全施設の点検整備、路上放置物件、違法駐車等の排除等、安全・円滑な交通環境の確保に努める。
交通事故実態に即応した対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○運転者に対し、「安全運転5則」、「高速安全運転5則」の実行及び交差点での安全走行の実行、シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用、前照灯の早期点灯を指導する。 特に、若年運転者に対しては、安全速度での走行等「ゆとりある運転」の励行を指導する。 ○子ども、高齢者に対する参加型・体験型の交通安全教育を強化する。 特に、高齢歩行者に対しては「高齢歩行者等交通安全5則」の励行を呼び掛ける。 ○自転車利用者に対し、側面反射器材の装着、ライトの点灯、点検整備の励行等自転車の安全な利用を指導する。
交通指導取締りの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故に結びつくおそれのある危険性、迷惑性の高い交通違反の指導取締りを強化する。

過去の交通死亡事故多発警報発令状況

		平成 30 年	平成 31 年 令和元年	令和 2 年
全 県		0	3	0
ブ ロ ッ ク	東 部	2	0	0
	中 部	0	0	0
	西 部	0	1	1

高速(自動車専用道)道路での安全運転

1 高速(自動車専用道)道路の交通事故発生状況(県内)

区 分	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
交 通 事 故(件)	35	27	21	23	18
死 者 数(人)	1	0	1	2	2
負 傷 者(人)	60	37	40	40	27

2 高速道路利用の心得

① ゆとりのある運転計画

- ・ 高速道路を利用する場合は、無理のない、ゆとりのある運転計画を立てましょう。
- ・ 運転が比較的単調になるため、緊張がゆるんだり、眠気をもよおしたりしがちです。疲れたと感じたら休憩をとることが大切です。

② 出発前の点検・整備

「燃料・エンジンオイル・ブレーキオイルの量は十分か」、「ファンベルトの張り具合は適切か、損傷はないか」、「タイヤの空気圧は適正か」、「積荷はロープなどでしっかり固定されているか」など出発前の点検を入念に行いましょう。

また、高速道路で事故・故障等により、万が一、停止する場合に備え、停止表示器材や発炎筒は自動車に必ず常備しましょう。

③ 交通情報に関心を持つ

交通情報の不足は、あせり、イライラ、不安等の原因になります。交通情報を正しく得るため、カーラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに問い合わせるなどして交通情報を得ておきましょう。

3 安全走行のポイント

① 走行中のルールとマナー

- ・ 制限速度を守り、車の流れに乗った安定したスピードで走りましょう。
- ・ 追越車線は追越しのための車線なので、追越しが終われば速やかに走行車線に戻りましょう。
- ・ 2、3台前の車の動きにも注意しましょう。
- ・ 前車が急ブレーキをかけても、追突しないだけの十分な車間距離をとって運転しましょう。

② IC、PA等付近の通行

インターチェンジ(IC)、パーキングエリア(PA)などから本線車道に入ろうとするときに、本線車道を通行している車があるときは、その車の進行を妨げないようにしましょう。

③ 悪天候時の安全走行

- ・ 横風が強く吹く「橋の上」や「トンネル出口」などでは、あらかじめスピードを控え、ハンドルをしっかり握って運転しましょう。
- ・ 大雨の時は、スピードを控え、水のたまりやすい「わだち」を避けるように左右に寄って走行しましょう。
- ・ 冬季は必ずスタッドレスタイヤを早めに装着し、状況に応じてタイヤチェーンを使用しましょう。
- ・ 雪道では、「山のかげ」や「トンネル出入口」などにおいて、部分的に凍結し、大変危険な状態になります。スピードは控え、急ハンドル、急ブレーキなどは絶対に避け、車間距離は十分にとるなど安全運転に心掛けましょう。

④ 事故、故障時の安全確保

事故や車の故障で、高速道路上を歩行中又は車の修理中にはねられる事故が発生しています。車両を路肩、非常駐車帯等の安全な場所に停車させ、停止表示器材の設置や発炎筒の使用、非常電話による連絡等必要な危険防止措置をとった後は、車に残らず(車内に残った同乗者等は助手席側から)ガードレールの外等、安全な場所に避難して助けを待ちましょう。

⑤ 逆走事故の防止

- ・ 規制標識や案内標識、路面標示で進行方向を十分確認しましょう。

- ・ 目的のインターチェンジを通り過ぎたり、分岐点で間違っただけに進んでしまってもバックやUターンをせず、次のインターチェンジで降りて目的地に向かいましょう。
- ・ サービスエリア・パーキングエリアから本線に戻る際は、進行方向を間違えないようにしましょう。
- ・ 運転者自身が逆走に気づいたらすみやかに車両を路肩に止め、非常電話か携帯電話（道路緊急ダイヤル#9910）等を利用して、道路管理者に通報しましょう。
- ・ 逆走車の多くは追越し車線を走行する特徴があるため、逆走車に遭遇したときに事故を避けるため、日ごろから追越し車線は追越し時のみに走行する基本走行を心掛けましょう。

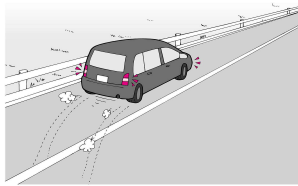
危険な運転者（あおり運転等）に遭遇した場合は、

- 車線上や路側帯には停車せず、サービスエリア、パーキングエリアなど事故に遭わない場所に避難しましょう。
- ドアをロックし、相手と直接コミュニケーションを取らないようにしましょう。
- 速やかに警察に通報しましょう。
- ドライブレコーダーやスマートフォン等のカメラを有効に活用しましょう。

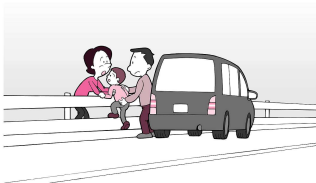
「あおり運転」は重大な交通事故につながる悪質で危険な行為です。あおり運転は絶対にやめましょう。



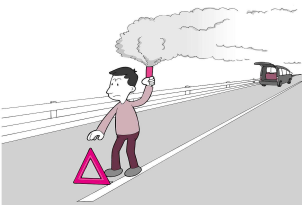
緊急時の措置要領



高速道路で車のトラブルが発生した際、ハザードランプを点灯させ車を路肩に寄せる。



同乗者をガードレールの外側（車より後方）など安全な場所に避難させる。



二次被害防止のため、発炎筒、停止表示器材を車から50m以上後方に置く。（見通しが悪い場合、さらに後方に置く。）



非常電話か携帯電話を利用して、救援依頼をする。（110番、道路緊急ダイヤル「#9910」でもOK）

発炎筒の使い方

※JAF ホームページ「クルマ何でも質問箱」より



緊急時にすぐ使えるように、発炎筒の設置場所を確認しておく。助手席の足元に設置されている車が多い。



本体をひねりながら抜く。写真の発炎筒の場合、左側のケース部分に右側の本体部分を挿して使う。



発火に使う「すり薬」が付く白いキャップを外す。発炎筒によっては、すり薬がケース側に付くものもある。



本体の発火部分をすり薬でこすって発火させる。火力が強いため、発火した本体が手前にならないよう注意する。



有効期限に注意！！

発炎筒には有効期限があり、期限が過ぎると炎が小さくなり、被視認性が落ちることもあります。